

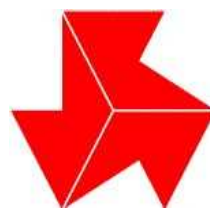


# 危機管理マニュアル

県高体連主催事業（県総体・県新人・定通等）



兵庫県高等学校体育連盟



# 「県高体連主催事業」危機管理マニュアル

## 〈目次〉

- 1 緊急時対応の基本的な考え方
  - (1) 緊急事案
  - (2) 救護本部及び救護所の設置等
  - (3) 参加者の安全確保及び被害の拡大防止
  - (4) 競技大会等の中止・中断等の協議
  - (5) 関係機関への報告
  - (6) 県高体連事務局からの派遣
  - (7) 報道機関への対応
  - (8) 最終判断者
- 2 運営体制（連絡フロー）
- 3 緊急事案発生時における連絡体制（フロー）
- 4 競技大会等中断・順延・中止等の決定の基本的な考え方（フロー）
  - (1) 全競技大会の中止等を検討しなければならない状況
  - (2) 各専門部競技大会の中止等を検討しなければならない状況
- 5 競技等運営に当たっての注意事項
  - (1) 緊急事案に備えての事前確認
  - (2) 1日単位の競技等運営の確認
  - (3) 緊急時の対応体制
- 6 1日単位の競技運営の流れ（フロー）
- 7 自然災害等に対する予防及び対応
  - (1) 荒天時（大雨、暴風警報等）の対応
  - (2) 落雷（降雨含む）に伴う対応
  - (3) その他の災害に対する対応
  - (4) 入場者、その他一般県民とのトラブル
  - (5) 競技会開催中の気象情報等入手方法（参考）
  - (6) 代替日の設定及び参加校への連絡
- 8 不審物における対応
- 9 Jアラート発令時の対応
- 10 医療等の予防及び対応
  - (1) 食中毒発生時の対応について
  - (2) 感染症(はしか・インフルエンザ・新型コロナウイルス等)の予防および対応について
  - (3) 熱中症予防及び対応について
- 11 個人情報及び肖像権に関わる取扱い
- 12 参考資料
  - (1) 体罰NO！夢と感動を生み出す部活動
  - (2) 盗撮等が疑われる行為への対応
  - (3) スポーツ・ハラスメントへの対応
  - (4) 緊急事案様式1「緊急事案発生時の報告書」
  - (5) 緊急事案様式2「食中毒(疑い)・インフルエンザ・感染症(疑い)等報告書」

## 1 緊急時対応の基本的な考え方

### (1) 緊急事案

競技会場等において以下の緊急事案・疾病等が発生した場合、現場において迅速に適切な対応を取るとともに、P.17【緊急事案様式1】に基づき、電話又はメール等で速やかに当該競技専門部委員長(競技会場が複数にわたる場合は、会場責任者)が、兵庫県高等学校体育連盟(以下、県高体連という)事務局に連絡する。

- ア 災害(大雨、暴風、地震、落雷等)
- イ 事故(交通事故等) ※人身事故等で傷病者が重篤な場合
- ウ 病院搬送事例
- エ 怪我
- オ 食中毒
- カ 熱中症
- キ その他(感染症など)

### (2) 救護本部及び救護所の設置等

競技別実施本部内に「救護本部」を設置するとともに、競技種目別大会の各競技会場等に、「救護所」を設置する。

なお、各競技会場には、AED(自動体外式除細動器)を設置する。もしくは、設置場所を必ず確認しておくこと。

あわせて、救急車の手配(常駐も含め)及び連絡について事前に調整を行うこと。

### (3) 参加者の安全確保及び被害の拡大防止

緊急事案または疾病等が発生した場合、競技専門部は、その事案を勘案し110番、又は119番通報し、大会参加者の安全確保を図るとともに、必要な措置を講じて被害の拡大防止に努める。

### (4) 競技大会等の中止・中断等の協議

競技大会等の開催に先立ち、中止、中断等の判断の手順を、予め決めておくこととする。

また、緊急事案が発生した場合、競技専門部は、競技大会の中止、一時中断、順延、入場者の制限、避難等について対応を協議する。

なお、中断・再開した場合も含めて競技大会の終了時刻については、選手及び役員・補助員等の健康管理に配慮し、午後8時までとする。

### (5) 関係機関への報告

上記の事由により競技大会の中止・中断等の協議を行った場合、競技別実施本部は、県高体連事務局、及び関係機関に報告を行うこととする。

(6) 県高体連事務局の派遣

競技別実施本部から報告を受けた高体連事務局は、関係機関等への連絡・協議を行い、必要に応じて県高体連事務局から関係者を競技別実施本部に派遣する等、適切に対応するものとする。

(7) 報道機関への対応

県高体連事務局は、競技別実施本部からの報告に基づき、必要に応じて速やかに報道提供資料を作成し、県教育委員会と連携して新聞社等への資料提供又は記者会見を行うこととする。

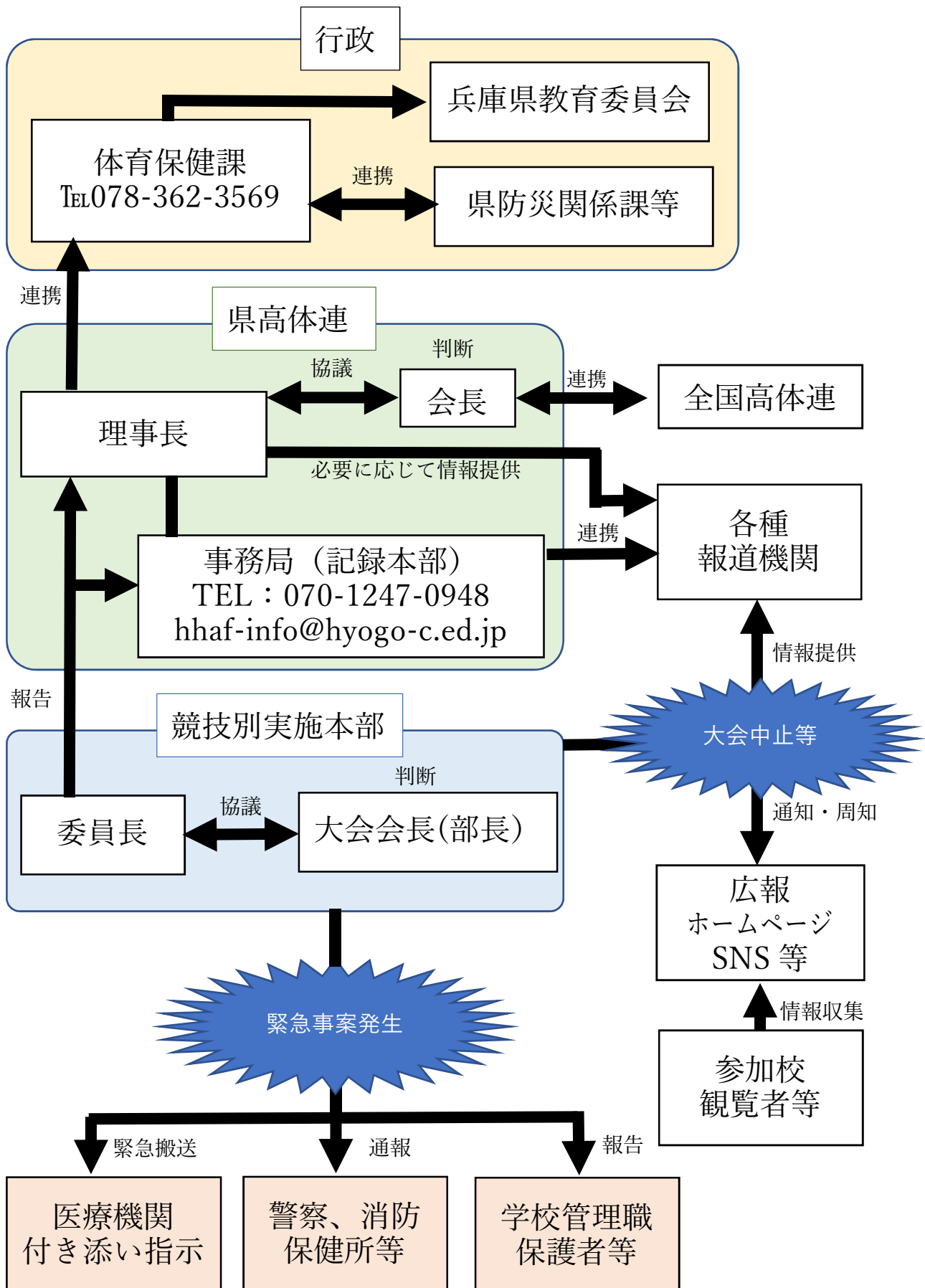
また、競技別実施本部では、緊急事案の事実関係について、県高体連事務局とともに、競技会場において報道機関に対応する。

なお、個人情報の取り扱いについては、人命に関わる特段の情報提供のほか、P.13【「個人情報及び肖像権に関わる取扱いについて」】に準拠するものとする。

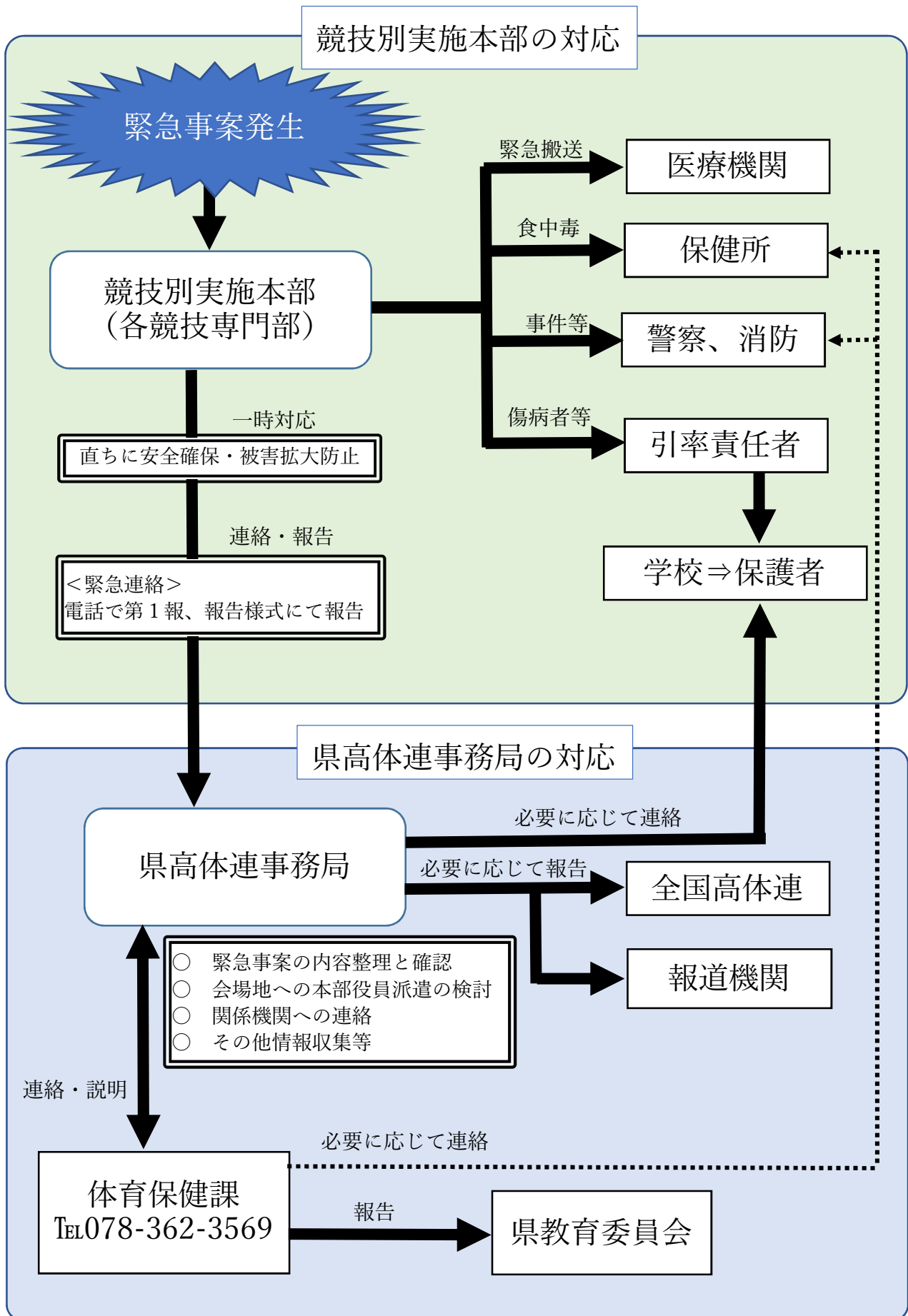
(8) 最終判断者

全競技大会に関わる緊急時対応の最終的な判断については、県高体連会長が行うものとする。競技種目別大会における緊急対応の最終的な判断については、競技別実施本部長（各専門部長）が行うこととする。

## 2 運営体制（連絡フロー）



### 3 緊急事案発生時における連絡体制（フロー）



#### 4 競技大会等の中断・順延・中止等の決定の基本的な考え方（フロー）

- (1) 全競技大会の中止等を検討しなければならない状況

兵庫県全域で、参加者の「生命、身体もしくは財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある事態」が発生した場合

県高体連事務局が、情報収集し各地の状況確認

<緊急対策会議>

会長・副会長・体育保健課学校体育班長等、関係者招集し協議

態度決定

県高体連会長名

正式態度を各学校長及び全競技専門部長に連絡・指示

- (2) 各専門部競技大会の中止等を検討しなければならない状況

地域的な、気象警報、暴風雨警報等の重大警報等が発令された場合や落雷の接近にともない、落雷の危険が迫った場合など

競技別実施本部（各競技専門部）が、情報収集し各地の状況確認

<現地対策実施本部会議>

競技専門部長・専門委員長、副専門委員長、関係者招集し協議

態度決定

連携

県高体連事務局  
と連携

兵庫県高等学校体育連盟会長あてに正式に態度を報告  
全てのチームの監督・選手に通知

## 5 競技等運営に当たっての注意事項

### (1) 緊急事案に備えての事前確認

- ① 競技専門部は、競技会場等における危険箇所の確認・解消、避難場所の確認、避難経路・非常口の確認、消火器等の設置場所・使用方法の確認、AEDの設置場所の確認等を行う。

また、必要とする会場図や個別マニュアルを作成する。

- ② 役員・補助員は、緊急事案発生時に迅速かつ適切に対応する為、下記事項を確認しておく。

ア 避難場所、避難経路、非常口等

イ AED及び消火器の設置場所・使用方法

- ③ 会場設営等については安全対策を十分に行う。  
(テント設営における強風対策等)

### (2) 1日単位の競技等運営の確認

- ① 競技専門部は下記に示すことを基準に1日単位の競技運営の流れを定め各責任者等に周知しておく。

- ② 災害や事件・事故が発生した場合は、P.17【緊急事案様式1】により、各専門委員長から県高体連事務局へ報告すること。

連絡事項	連絡先	
	県高体連事務局	報道
災害(地震、台風等)	●	
事件・事故等	● (その都度)	
競技結果	● (1日単位)	●
競技の中断・再開	●	
その他連絡事項	●	内容により

- ③ 開始時刻については、原則、学校勤務時間を遵守したうえで設定すること。

- ④ 補助員の集合、解散時刻については、健康面・安全面に十分留意し設定すること。競技時間の延長、荒天時等による競技中断等があっても、補助員の安全管理上、業務終了時刻(会場での解散時刻)を午後9時とし、厳守すること。**※競技の終了時刻：午後8時**

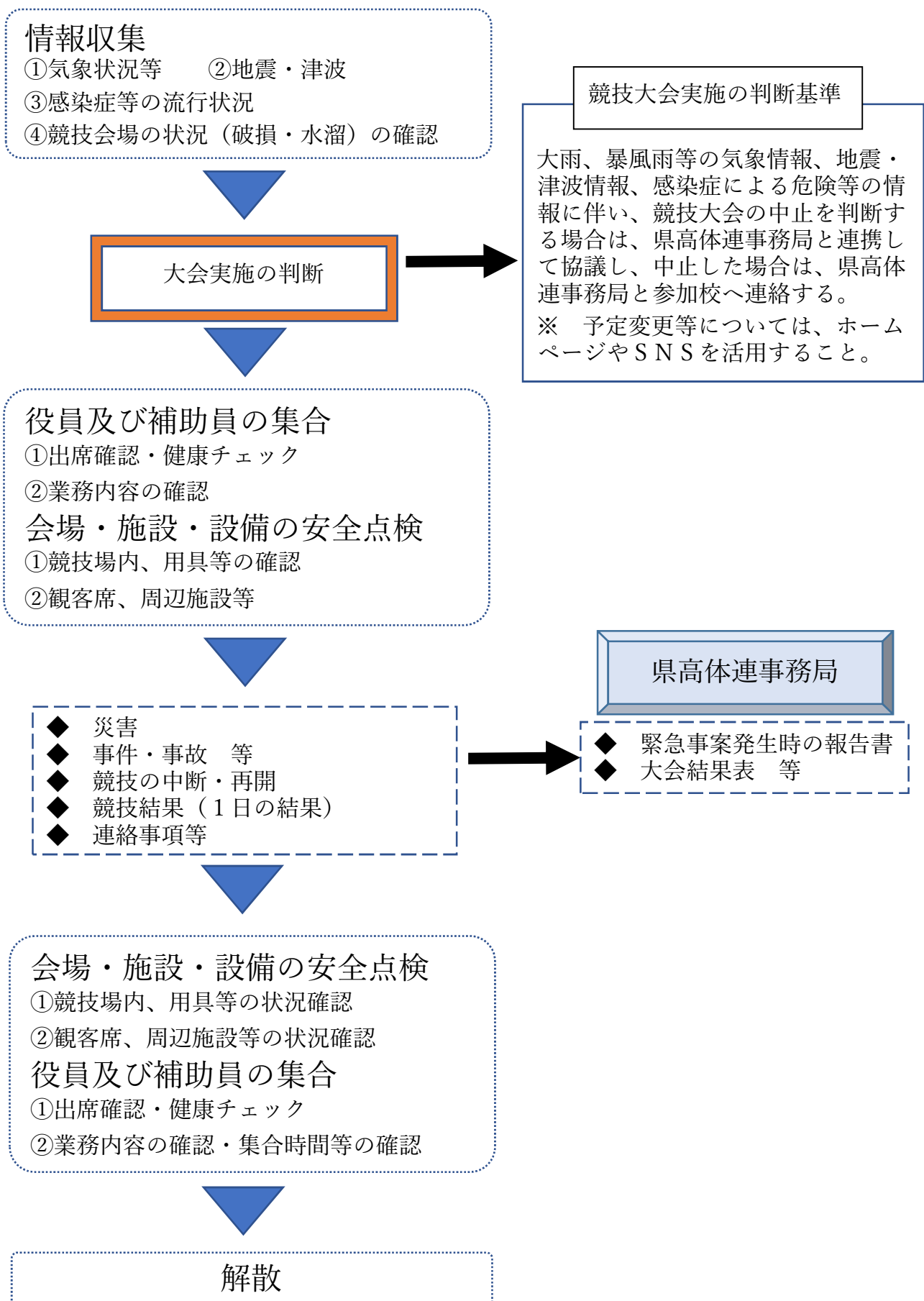
### (3) 緊急時の対応体制

競技運営に支障が発生した場合に備えて、専門部ごとに対応マニュアルを作成しておくこと。

- (例) ・ 自然災害、地震発生時への対応  
 ・ 非常変災等による役員・補助員等が会場に到着できない場合の対応  
 ・ 不審者、不審物等の対応



## 6 1日単位の競技運営の流れ（フロー）



## 7 自然災害等に対する予防及び対応

### (1) 荒天時（大雨、暴風警報等）の対応

- ① 競技専門部は、テレビ、ラジオ、インターネット等により大雨や暴風等の気象情報を随時確認・収集する。
- ② 事前に設定した時刻(例：競技開始3時間前等)において、大雨警報、又は暴風警報(風速20m/s以上)が発令されている場合は、原則として、競技大会を中止とする。その際、各チーム、関係機関、役員・補助員等には迅速に連絡をする。
- ③ 午前8時までに大雨警報、又は暴風警報が解除された場合は、警報解除後に、各チーム、関係者、役員・補助員等を速やかに集合させ、大会開催の準備が整い次第、競技を開始することができる。(競技開始、再開の場合も事前に設定した終了時刻を厳守すること。)
- ④ 午前8時の段階で大雨警報、又は暴風警報が解除されていない場合は、それ以降に解除されたとしても、その日の競技大会は原則として中止とする。

### (2) 落雷（降雨含む）に伴う対応

#### ① 競技大会前の事前準備

参加者の安全を確保するために、落雷等の急激な気象状況の変化に備え、大会前に以下の準備をする。

ア 避難の必要が生じる場合を想定した避難場所・経路の確保及び指定（特に屋外競技）

イ 雷をはじめとする急激な気象変化を予見するための情報入手方法の決定

ウ 継続・中断・中止を判断する責任者と判断手順の決定

#### ② 競技の中断・中止等の判断

競技専門部(主に屋外競技)は、落雷の気象状況変化の情報を早期に収集し、事前に定めた方法により競技の中断・中止等を適切に判断する。また、必要に応じて参加者に対し、気象状況や避難誘導のアナウンスを行う。

※ 落雷の場合、雷鳴が聞こえる距離（約10km）の範囲内は、その場に落雷する可能性があるため、十分注意する。

### (3) その他の災害に対する対応

#### ① 光化学スモッグ注意報

光化学スモッグ（オキシダント）の濃度が高くなると、人によっては目や喉の痛み、吐き気等の健康被害が発生する可能性があるため、HP等から情報を収集し、対応にあたること。

ア 注意報の発令

光化学スモッグ注意報は、県内各地域にある測定点のうち、1つでも大気中におけるオキシダント濃度が1時間値0.12ppm以上である状況になり（測定点がない地域については、周辺地域における測定点の状況により）、気象条件からみて、その状態が継続すると認められたときに発令されます。

イ 注意報発令後の対応

大会参加者の健康状態の監視を継続するとともに、光化学オキシダントによるものと思われる健康被害の報告があった場合は、競技を一時中断し被害の拡大防止に努める。

ウ 被害発生時の対応

実施本部は、競技会場において光化学オキシダントによると思われる健康被害の報告があった場合は、次の措置を行う。

被害状況	対応
目やのどに刺激や痛み	洗眼や洗顔、うがい等を行い屋内や日陰などで静養させる。
頭痛や手足のしびれ、吐き気、呼吸困難、失神などの症状	医療機関に搬送する。

※ 被害の発生状況について、速やかに県高体連事務局へ P17【緊急事案様式 1】により報告するとともに、関係機関の調査に協力する。

② 地震

ア 避難の必要が生じる場合を想定した避難場所・経路の確保及び指定

イ 被害状況の確認

施設職員と協力して施設内を巡回して被害状況の確認を行う。

また、テレビ、ラジオ、インターネット等により地震情報を確認し、合わせて関係者に伝達する。

ウ 被害が発生した場合、又は震度 4 以上の場合

被害状況	対応
火災発生	初期消火に当たる。
施設破損	現場を確認。危険な場合は観客等が立ち入らないようにする。
負傷者発生	負傷者を処置する。
医療機関に搬送する重症傷病者発生	応急処置を行った上で、119 番通報して、救急車の出動を要請する。

エ 競技専門部は、被害状況等を基に競技会の中止及び大会参加者の避難について、必要に応じ関係機関を含め対応を協議する。

オ 競技専門部は、被害の状況等を勘案して、大会参加者を避難させる。

③ 火災

ア 火災が発生した場合、大声で周囲の人に注意を呼びかける。

イ 非常ベルを押し、施設管理者に通報する。

ウ 競技専門部は、施設職員と協力して、消火器により初期消火に当たる。

エ 消防隊員が到着したときは、消火活動を引き継ぐ。

オ 負傷者が発生した場合、負傷者を搬送する。

カ 競技専門部は、火災及び被害の状況等を基に、競技大会の中止及び大会参加者の避難について、必要に応じ関係機関を含め対応を協議する。

- (4) 入場者、その他一般県民等とのトラブル  
入場者やその他一般県民等とのトラブルが発生した場合は、現場の様子を確認のうえ、臨機応変に 110 番通報する。

- (5) 競技大会開催中の気象情報等入手方法（参考）

情報	情報元・連絡先等
天気一般（大雨・暴風等）	・地方気象台ホームページ・地方気象台 観測予報課
台風	・気象庁ホームページ（台風情報） <a href="http://www.jma.go.jp/jp/typh/">http://www.jma.go.jp/jp/typh/</a>
地震（津波）	・気象庁ホームページ（地震情報） <a href="http://www.jma.go.jp/jp/quake/">http://www.jma.go.jp/jp/quake/</a>
紫外線	・気象庁ホームページ（紫外線情報分布図） <a href="http://www.jma.go.jp/jp/uv/">http://www.jma.go.jp/jp/uv/</a>
光化学オキシダント	・環境省大気汚染物質広域監視システム「そらまめくん」 <a href="http://soramame.taiki.go.jp/">http://soramame.taiki.go.jp/</a>

- (6) 代替日の設定及び参加校への連絡

中止した競技大会において、全国大会等への代表権選考の必要があり代替日を設定する必要がある場合は、学校行事等を十分考慮する。

なお、代替日は原則として週休日に設定する。週休日の設定が無理な場合は、県高体連事務局に相談し、専門部長名で参加校へ連絡する。

## 8 不審物等における対応

- (1) 基本的な初期対応

競技実施本部は、警察署等の検索結果をもとに、競技大会の中止及び大会参加者の避難について、必要に応じて関係機関を含め対応を協議する。

- (2) 爆破予告等の電話が入った場合

直ちに 110 番通報するとともに、場所、爆破予告の時刻、爆破物の種類、仕掛けた理由等の質問を行い、その内容をメモする。（録音機能等がある場合は、直ちに録音する。）

- (3) 不審者を発見した場合

ア 声かけ等により不審な行動をとった場合は、立入の正当な理由を問い、理由がない場合は**退去を命じる**。

イ 危害を加える恐れのある場合は、隔離しすぐに警察へ通報する。

ウ 参加者を安全な場所へ避難誘導する。

エ 負傷者がいる場合は、速やかに応急手当を実施し、消防に通報する。

オ 不審者が変質者の場合は、被害者へのケアを行う。

カ 必要に応じて、保護者等への連絡、説明等を行う。

キ 緊急対応報告書を作成し、県高体連事務局に提出する。

- (4) 不審物を発見した場合  
「触れず・動かさず・近づかず」に、直ちに110番通報し、処理を専門家に委ねる。

## 9 Jアラート発令時の対応

- (1) 参加者への周知  
 以下の場合について各自、速やかな避難行動をとるよう周知する。

場合	対応
競技大会への移動前	自宅待機とする。
移動中	速やかに安全な場所に避難する。
屋外にいる場合	近くの建物の中か地下に避難する。
建物がない場合	物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。
屋内にいる場合	窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。
競技大会中	競技実施本部は、原則として活動を中断し、観客等を含め避難指示を行い、参加者は、避難指示に従う。

- (2) 正確かつ迅速な情報収集  
 ア 情報収集に努め、行政からの指示があればそれに従う。  
 イ 参加者の安否を確認し、必要に応じて保護者への安否情報の伝達を行う。  
 ウ 必要に応じて、生徒の保護者への引き渡しを行う。  
 エ Jアラートに関する対応については、中止・順延・中断・再開・代替案の採用、その他がある場合には、県高体連事務局にP.17【緊急事案様式1】を提出する。

## 10 医療等の予防及び対応

- (1) 食中毒発生時の対応について  
 競技別本部は、食中毒若しくは食中毒の恐れがあると診断された選手・監督等が発生した場合は、必要に応じて各保健所に通報、連絡し、県高体連事務局にP18【緊急事案様式2】により報告する。
- (2) 感染症(はしか・インフルエンザ・新型コロナウイルス等)の予防及び対応について
- ① 感染症の予防について  
 大会開催前に選手の体調管理の指導を行うよう注意を促す。
  - ② 感染症の発生時における対応について  
 ア 医療機関で、はしか又はインフルエンザに感染若しくは感染の恐れがあると診断された選手・監督等が発生した場合、競技専門部は、その状況について県高体連事務局へP.18【緊急事案様式2】にて報告する。  
 イ 濃厚接触による二次感染者の確認を行い、その対応等については、県高体連事務局や関係機関(県教育委員会、医療機関、所轄保健所等)の指示を受けて対応し、集団感染の拡大防止に努める。

(3) 熱中症予防及び対応について

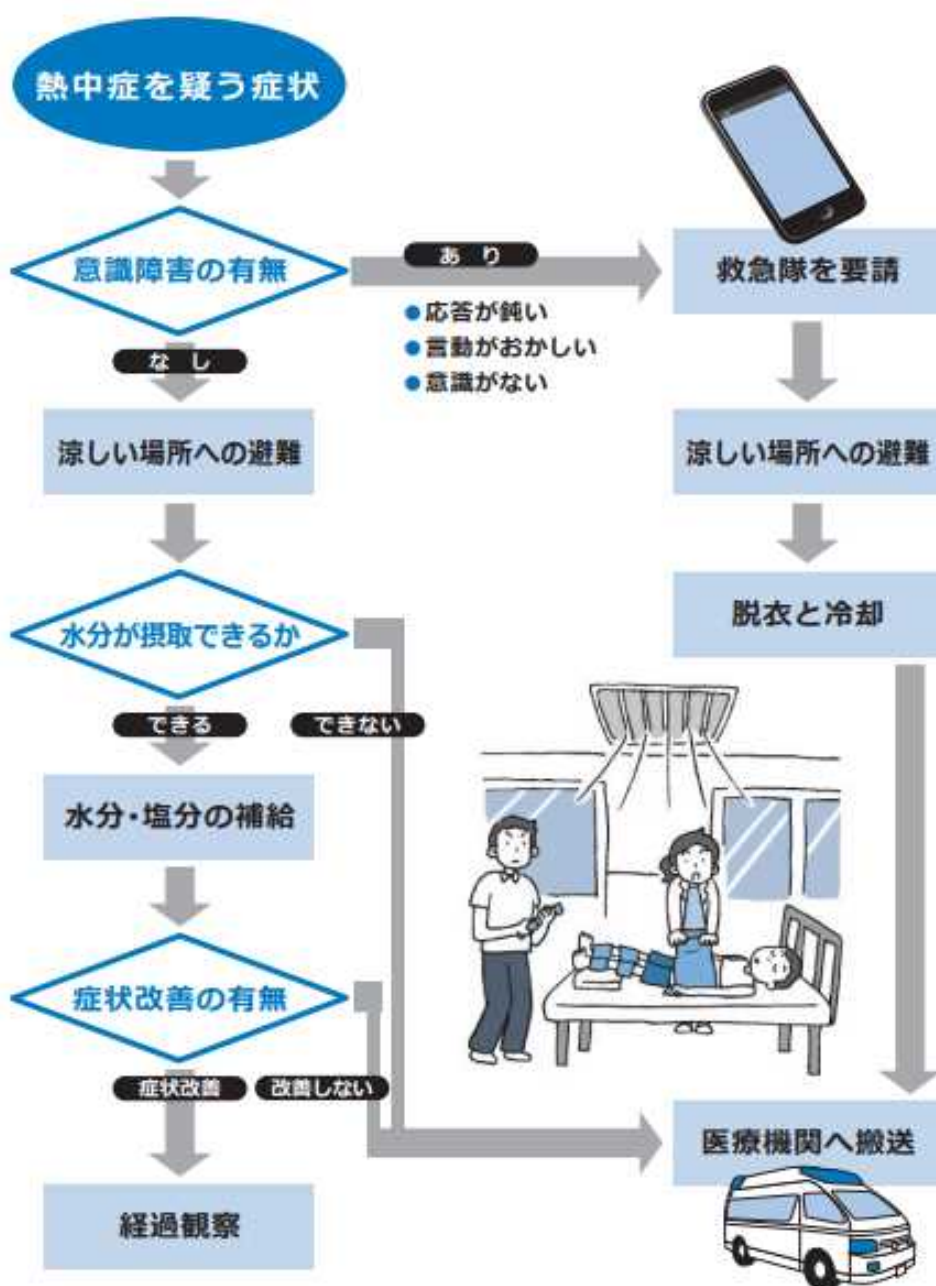
競技別実施本部は、大会参加者に対して、熱中症指針等により測定した気温や湿度等を周知するとともに、配布物等で熱中症予防に関する注意喚起を行う。

また、救急処置が必要な場合は、下記のとおり対応する。

PART 1 熱中症の病型と救急処置

CHECK

## 熱中症になってしまったら



## 11 個人情報及び肖像権に関わる取扱い

個人情報保護法の施行に伴い、兵庫県高等学校体育連盟（以下、県高体連という）は、主事業である高等学校におけるスポーツの普及・振興を図るうえで、個人情報及び肖像権の保護が重要であると認識し、この方針を定め、県高体連加盟校及び関係者に周知徹底するとともに、確実に実行することとする。

### (1) 県高体連の個人情報及び肖像権の保護方針の目的

確実な個人情報及び肖像権の保護を実現し、加盟校生徒及びその保護者への継続的な安心を提供する。

### (2) 個人情報とは

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる全ての情報をいう。具体的には氏名、性別、生年月日、住所、身長、体重等とする。

### (3) 個人情報及び肖像権の取り扱いについて

県高体連は、個人情報及び肖像権の取扱いについて、適切かつ慎重に取り扱う。

#### ① 個人情報の収集について

個人情報を収集する際には目的を明確にし、その達成のために必要な限度において、適正かつ公平な手段を用いる。なお、県高体連で取り扱う個人情報の目的は以下の通りである。

- 加盟校における運動部の指導者・参加生徒の参加資格、状況把握
- 県高体連の主催競技大会を開催
- 全国高等学校体育連盟・近畿高等学校体育連盟が主催・共催・後援する競技大会に参加
- 大会競技結果の記録・管理を行う
- 行政機関の求めに応じ、個人情報を統計的に処理するために必要な業務、または各補助金事業を行う
- 組織運営上必要な文書の郵送・電話・メール等での連絡。なお、卒業後の生徒に関しても必要に応じ利用することがある。

#### ② 肖像権の取扱いについて

- 県高体連に認められた報道機関等によって撮影された写真が、新聞・雑誌・報告書及び関連ホームページ等で公開されることがある。
- 県高体連に認められた報道機関等が撮影した映像が、録画放映及びインターネット等に配信されることがある。また、DVD等に編集され、配布されることがある。
- その他、大会本部の許可に基づき、許可を受けた写真撮影企業等によって撮影された写真等が公開及び販売されることがある。

※ 大会会場に来場した場合には本規程に承諾したものとみなします。

#### ③ 個人情報の利用について

個人情報を収集する際には、加盟校を通じて生徒・保護者が同意を与えた目的範囲内で利用する。

- ④ 個人情報の提供及び委託について  
個人情報を第三者に提供または委託する場合は加盟校生徒・保護者が同意を与えた収集目的の範囲内でこれを行う。

- (4) 安全対策の実施について  
県高体連は、個人情報保護の正確性および安全性の確保に努める。

- (5) 加盟校生徒・保護者の権利の尊重  
県高体連は、加盟校生徒・保護者の権利を尊重し、開示・訂正、削除、又は利用もしくは提供の拒否を求められた時は、速やかにかつ確実に応じる。

## 12 参考資料

- (1) 体罰 NO！夢と感動を生み出す部活動

### 1 指導者としての心得

- 暴力行為がスポーツの価値と相反し、人権の侵害であることを自覚する。
- 暴力行為が指導における必要悪という誤った考えを捨て去る。
- スポーツを行う者自らが考え、判断することのできる能力の育成に努める。
- フェアプレーの精神を備えたスポーツパーソンの育成に努める。

### 2 組織的な取り組みの推進

#### 暴力行為「しない、させない、許さない」

##### 「しない」

職員会議や研修会、部顧問会、各競技での監督会議等あらゆる機会を捉えて、体罰禁止を周知徹底する。

##### 「させない」

部活動指導では顧問教諭の指導に頼りがちなため、閉鎖的・独善的な指導に陥ることのないよう、校内体制や指導体制を確立する。

##### 「許さない」

暴力的指導を受容する意識や態度の変容を促すため、教職員と家庭が連携した取り組みを推進する。



(2) 盗撮等が疑われる行為への対応

# アスリートの盗撮、 写真・動画の悪用、 悪質なSNS投稿は 卑劣な行為です。

スポーツは、子供から大人まで誰もが楽しめるものです。そのためにも安心してスポーツに取り組める環境を守っていく必要があります。盗撮はもちろん、アスリートの写真・動画を使用した性的目的のSNS投稿やWEB掲載は、アスリート、更には多くのファン、家族、関係者を傷つける絶対に許されない卑劣な行為です。すべてのアスリートが競技に集中し、スポーツを心から楽しめる環境を守るため、スポーツ界全体でこの問題に取り組みます。

- ▶ 大会における盗撮防止事例を共有し、各大会での防止策の取り組みを後押しします。
- ▶ 研修等を通じ、アスリート自身がネットやSNSで身を守る必要性を啓発していきます。
- ▶ SNS投稿やWEB掲載の実態把握に努め、関係機関に共有していきます。

この問題を解決するには皆さんのご理解が欠かせません。

これからも安心してスポーツができる環境を守るために、ご理解ご協力をお願いいたします。

## 安全な環境を、すべてのスポーツ愛好者のために。 SAVE ATHLETES, SAVE SPORT.

大会会場で盗撮等が疑われる行為を見かけましたら大会主催者にお知らせください。

アスリートを傷つける性的目的のSNS投稿やWEB掲載を見かけましたら下記サイトよりご連絡ください。今後の対応に活用するとともに、悪質な事例については当局への通報も検討します。

<https://www.joc.or.jp/about/savesport/>



- ▶ 盗撮は迷惑防止条例で犯罪として処罰される可能性があります。
- ▶ SNS等で本人の名誉を傷つける書き込みは犯罪(名誉毀損罪)として処罰される可能性があります。
- ▶ 匿名による投稿であっても、法的手続により、投稿者が特定され、損害賠償請求の対象になる可能性があります。

公益財団法人 日本オリンピック委員会 公益財団法人 日本スポーツ協会 公益財団法人 日本障がい者スポーツ協会 一般社団法人 大学スポーツ協会  
公益財団法人 全国高等学校体育連盟 公益財団法人 日本中学校体育連盟 独立行政法人 日本スポーツ振興センター

### (3) スポーツ・ハラスメントへの対応

**NO!**  
スポハラ

スポーツ・ハラスメント（暴力、暴言、ハラスメント等）に、  
みんなが『NO！』と言う社会を目指して

#### 『スポハラ（スポーツ・ハラスメント）』とは？

「スポハラ（スポーツ・ハラスメント）」とは、スポーツの現場において、「暴力」、「暴言」、「ハラスメント」、「差別」など“安全・安心にスポーツを楽しむことを害する行為”のことです。

指導者と指導を受ける者との関係のみならず、スポーツの現場における関係者の誰によっても、また誰に対してであっても、スポハラは起こりえます。



緊急事案発生時の報告書

第 報

報告時間：令和 年 月 日 ( ) 時 分

競技大会名 (専門部名)	【 ( ) 大会 ( ) 競技専門部			
発生日時	月 日 ( ) 時 分頃			
発生場所				
報告者	氏名：	携帯：( )	—	
	区分：専門委員長・監督・引率教諭・その他( )			
事故者	学校名	高等学校	学年	
	ふりがな 選手氏名	年齢 ( ) 歳		
	保護者名			
	連絡先	( )	—	
発生状況				
発生後の 処置				
受診医療 機関	医療機関名	TEL	( ) —	
送信先	<u>兵庫県高体連事務局</u>		TEL：(078)646-2345	E-mail：hhaf-info@hyogo-c.ed.jp

※ 電話連絡を必ずすること。

※ 本用紙をあらかじめコピーし、第1報から2報、3報と報告し、最後は必ず最終報として報告すること。

【緊急事案様式2】

# 食中毒（疑い）・インフルエンザ、感染症（疑い）等報告書

令和 年 月 日

県高体連会長 殿

専門部名	競技専門部
担当者名	
TEL	( ) -

下記のとおり、発症者がいますので報告します。

情報を受けた月日	月 日 ( ) 午前・午後 時 分	
届出・通報者の情報等	住所	
	氏名	医療機関：( ) 病院 ・ 医院 TEL：( ) -
初診月日	月 日 ( ) 午前・午後 時 分	
発生月日	月 日 ( ) 午前・午後 時 分	
発生場所		
患者（発症者）数		
患者（発症時）の情報	学校名：( ) 学校感染者：( ) 人／感染の疑いのある者： ( ) 人	
主な症状（○で囲む）	●吐き気、嘔吐：( ) 回 ●腹痛、下痢：( ) 回（軟便・水様・血便）： ●発熱：( ) °C、頭痛、悪寒、その他	
概要 ①いつ、どこで、だれがどうしたかを記入すること。 ②学校の場合は責任者の氏名・職名・携帯電話番号・連絡方法等を記入すること。 ③その他参考となるものを記入すること。		

